

認定有効期間の原則

《有効期間の原則》 ※令和7年度～

申請区分	短縮 (最短)	短縮	原則	延長		延長 (最長)
新規申請	3ヶ月	—	<u>6ヶ月</u>	—		12ヶ月
区分変更申請						
更新申請 (※二次判定が前回の要介護度と異なる)	3ヶ月	6ヶ月	<u>12ヶ月</u>	24ヶ月		36ヶ月
更新申請 (※二次判定が前回の要介護度と同一)	3ヶ月	6ヶ月	<u>12ヶ月</u>	24ヶ月	36ヶ月	<u>48ヶ月</u>

- 令和7年度より、**更新申請**で、二次判定が**前回の要介護度と同一**である対象者について、認定有効期間の**上限**を 48ヶ月 とする。
- **【簡素化審査】** について、認定有効期間を 一律で 48ヶ月 とする。